

【書評】

高等教育を受ける権利の行方

—Martin, Christopher, (2022) *The Right to Higher Education: A Political Theory*, New York.: Oxford University Press, 252pp., ISBN978-0-197612-91-0

名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士後期課程

大野 孝太

名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士前期課程

浜田 優希也

はじめに

本稿でレビューする *The Right to Higher Education* (以降、本書) は高等教育の哲学 (philosophy of higher education)」という研究領域に位置付けられる。高等教育の哲学とは哲学的な手法を用いて高等教育の諸問題を分析する試みであり、例えば、その代表的論者のひとりである R・バーネットは「高等教育の世界における諸問題から考察を始め、哲学的な著作を参照し、その問題に対して光を当ててくれるような資源を探し求める」と標榜している (Barnett 2017: p.80)。バーネットの見立てでは「社会及び世界全体の善き生を大きく促進する可能性がある大学の制度設計、実践、政策の構想を導き出す」という目的の追求を高等教育の哲学は内在的に担っているという (Barnett 2017: pp.86-87)。

しかし、これまで高等教育の哲学においては目的・知識のあり方に関する考察が多く、実践、政策、制度設計に大きく関わるはずであるにもかかわらず権利に関する議論は積極的には展開されてこなかった¹。そのような状況下で、C・マーティンは本書にて高等教育を受ける権利論を彫琢した。

1. 構成と概要

著者は序論 (introduction) で「高等教育を権利と仮定したとき、その目的

及び市民がそれらから利益を得る機会をどのように構築するかという観点から、高等教育はどのようなものになるか」という問いから出発し、「現在の高等教育」ではなく「在るべき高等教育」を策定して検証していくというアプローチを取ると述べている。これは「リベラルな社会における教育の価値を熟視すると、今日、高等教育で見られる分配問題の多くは、根本的には、高等教育を個人の権利として認識していないことに起因している」からであるという著者の問題意識が反映されている（Martin 2022：p.4、以降同書からの引用はページ数のみ記載）。また、ここで用いられる「高等教育」とは、著者が「（特定の）教育制度に拠らない」義務教育段階を修了した市民のためのあらゆる教育段階を暫定的に」（p.7）高等教育と定義づけると述べているように、かなり広い概念射程を含む²。

本書は序論（introduction）の他、7つの章によって構成される。以下では適宜簡略化を図りつつ、各章の概要を追っていきたい。大別すると前半の第1章、第2章は主に主流である高等教育に関する議論を整理し、乗り越えるべき論点を浮き彫りにしている。第1章では、高等教育における「消費者主権」の原則及び「公正の分配」機能についての議論を、第2章では「市民性の涵養」に関

¹ 初期の議論では高等教育の目的の設定に関するものが多い。例えば、バーネットは「解放」（emancipation）という概念を用いて、高等教育の目的を定位した。すなわち、高等教育における「高等」とは「高次」の意を内在しており、そうした高次的合理性の発露が学生の「解放」である。高等教育の目的とはこうした「解放」を企図する営みであるのだ。一方で、J・ホワイトはバーネットの議論に対し、高等教育の「分析」が恣意的であると指摘し、また、仮に「解放」を高等教育の目的と定めたとしても、高等教育機関全てが「解放」に規定されるカリキュラムや課程に従事しなければならないことの不合理性を指摘する。このように、ホワイトは高等教育に対して統一的な目的を定位することの困難さを指摘しており、むしろ「義務教育修了後段階の教育」（post-compulsory education）にその議論を移す事を提案している（White 1997: p.16）。一連の議論を整理したものとして柳田（2024）が詳しい。

² 注1で紹介した議論を踏まえて、マーティンはさしあたり「義務教育修了後段階の教育」を高等教育と同一視し、議論を進めている。マーティンの場合、ホワイトが指摘するように「義務教育修了後段階の教育」に着目した上で、統一的な意義（個人の自律）がそこに埋め込まれていることを確認する。そうして、その意義が市民の「善き生」に必要な不可欠であることから、高等教育へのアクセスを権利論へと昇華させる。つまり、高等教育の目的の定位は副次的な位置にある。

する議論を分析している。まずは著者が指摘する既存の議論における限界点を確認しよう。

一般的に、高等教育機関は学生を獲得するために自由市場原理に基づき競争を行う。これは「消費者主権」の原則に則っている。市民は自由に望む財を要求し経済力を用いて消費することができるという考え方だ。これは高等教育においても同様であると目されてきた。高等教育の対象となる学生は理論上、既に自律した市民であって高等教育への進学のは非や、学部学科及びカリキュラム等を考慮して進学先を選択することは原理上、自由である³。しかし、著者の分析によればこの原則は、一般的な財（e.g. 家具）における流通に関していえば正しいが高等教育には不適切であるという。高等教育が対価として与える便益は現代社会においては無視し得ない希少な社会経済的機会（雇用の機会やそれに伴う高い収入・所得など）を提供し、そうした市場的な価値だけではなく、健康・人間関係・政治参加などの善き生を追求するといった非市場的な価値をも含む。これを踏まえると、高等教育への進学のは非、とりわけ進学意欲があるにもかかわらず幾つかの要因でその断念を「選択」することについて、「消費者主権」のフレームワークを用いることは馴染まないからだ。

次に、高等教育のもたらす便益として、社会の公正及び安定をもたらすという機能に着目することも可能だ。これは「公正の分配」の問題として捉えられる。高等教育が公的援助を受けることができるのは、高等教育が政治的安定性という公共財を生成する機能があるからだ。この観点から、高等教育進学への経済的障壁を下げることで次のように正当化され得る余地が残る。多くの人が高等教育にアクセスすることで、遵法意識、市民参加が促進され、社会

³ バーネットは「解放」としての高等教育を構想したが、そうした絶対的な高等教育の理念を掲げるような議論に対して、ホワイトは「消費者主権」を損なうと指摘した。議論を一般化してまとめると、Xを高等教育の理念として据えた時、高等教育の内容やカリキュラムにXの要素が入り込むことになる。これが自律した市民の「選択」と緊張関係にあるのだ。ホワイト曰く、中国語に関心を持つ市民が、これを目的として高等教育に進学した場合、全く興味がないにも関わらずXに関わる科目を強制的に履修しないといけなくなるのは不合理ではないか（White 1997: p.13）。

全体への利益が生じ得る。より、強固に、持続性のある民主的な共同体が形成されるからだ。しかし、この正当化には、社会の安定という外在的な目標を満たすまでの間という留保付きになってしまう。その臨界に到達した時、高等教育へのアクセスの奨励は悲観的に和らいでしまう可能性が高く、恒久的な安定性が乏しい点を著者は問題視している。

高等教育の目的を市民性の涵養に求める時、どのような問題が生じるのか。そもそも市民性の涵養を教育の目標として掲げることには、ひとつの緊張関係を伴う。それは「政治的安定性」と「個人の自由」との対立である。「政治的安定性」とは、教育を通して安定した社会共同体を形成するために必要な市民的素養（遵法意識、モラル意識、対話を重んじる態度など）を育むことができるという発想である。一方で、こうした発想は全体主義的な要素を内在的に抱えており、「個人の自由」と緊張関係にある。この緊張関係は義務教育段階では調停され得るが、これを高等教育段階まで拡張すると「政府が高等教育機関の運営や設置に介入することを正当化してしまう」（p.43）という不都合が生じるとマーティンは分析する。義務教育段階でこれが是認されることを簡単に確認しておこう。義務教育段階では「個人の自由」を実質的に達成し得るために必要な最低限の「自律」の必要性が存在する。また、各人が各自の「善の構想」を描くためには、「政治的安定性」についても共有の利益関心となる。健全で安定した社会が存在しなければ自由な生活を追究することはできないからである。つまり、これらを踏まえると義務教育段階における「政治的安定性」と「個人の自由」の緊張関係は、どちらの観点から進んでも、義務教育における「市民性の涵養」を肯定するという収斂する結果に帰結するのだ。一方で、高等教育段階へこの議論を拡張しようとする、既に最低限度の自律を確保している市民に対してパターンリスティックな介入の仕方、高等教育における市民教育を強制しなければいけなくなってしまうのだ。

ここまでが著者の分析による、既存の高等教育における議論の限界点である。これらを踏まえて、著者は新たな高等教育像を提案する。第3章では新たな高等教育の目的を提起し、これを「人格的自律」に求める。第4章では、高等教

育機関がそうした「自律」を支援する教育の分配責任を負うのかという議論に焦点を当てている。第5章では、「自律」を軸にしたとき、高等教育における国家の介入がどこまで正当化されるかを論じる。第6章では、学生に進学費用を負担するように求めるような制度は個人の自由を著しく制限することになると問題視し、代替となる、望ましい制度設計を提案している。本書の論理展開における大まかな流れをH・ブリッグハウス／K・ムーランが端的にまとめているが、次のとおりである。

- ①自律は、現代社会で個人が成長するために極めて重要である。
- ②現代社会で個人の強い自律を支えるために必要な教育には、高等教育も含まれる。
- ③故に高等教育を受ける権利がある。
- ④借金や借金の見込みは、高等教育に関する個人の選択を制限、制約し、借金を厭う人々を高等教育から排除する。
- ⑤すなわち、誰もが借金をすることなく高等教育へアクセスする事が可能であるべきである。
- ⑥その手段として高等教育における学費負担を政府が請け負うことが最善である。

Brighouse & Mullane (2023: p.78)

著者は高等教育の意義について「公正の分配」及びその成果と切り離し、市民全体を貫く利益で代替することを提案する。それが、人格的自律 (personal autonomy) である。この観念は主に英米圏の哲学で参照される、自己決定を含む自律を指す。すなわち、自律は各人が人生における目標を自己決定し、達成することを可能とするような諸能力が備わっている状態を要求する。一方で、基礎教育で最低限度の自律が達成されているのに、なぜ更なる教育が権利として存在すると言えるのか。自律は広範な必要条件を要求する。認知機能の発達など、心の一定の発達段階を持って「自律」の達成とすることはできない。

そうした内的条件は自律の条件のひとつである。これを自律の内的条件とした時、外的条件も要求される。「自律」して、各人の善の構想を達成するためには、設計可能な複数の善の選択として、価値多元的な選択肢を提供する環境（外的条件）も必要になるのだ（自律における内／外的条件）⁴。著者の見立てでは自律の内／外条件と教育の「涵養（instilling）」と「支援（supporting）」機能は同様の並行関係にある。教育における「涵養」機能は自律の内的条件を整備し、自律の外的条件と教育の「支援」機能は外的に多様な選択肢が存在することを要請し、そして個人がその中から社会的形態を利用しやすくすることに対応する。故に、外的条件の必要性および自律を支援する教育（autonomy-support education：以降 ASE）は制度としての高等教育への必要性に繋がり得る。

第4章では、高等教育機関がその分配の責任を負うのかという議論に焦点を当てている。ASEが概念上正当化されたとしても、ただちに直接的に高等教育機関がその分配に第一義的責任を負うとまでは言えないだろう。一般的に、社会における行政機関は目的別に性質を区分することが可能である。ホームレスを受け入れるシェルターと通常のホテルでは目的における道徳的責任に違いがあるだろう。ASEが道徳的責任を機関に要求する財かどうか検討するためには、ある行政機関がリベラルな社会の中でどの程度の責任を負うのかという点について考察しなければならない。この点について著者は政治哲学の議論を援用して分析する。J・ロールズは「正義の第一主題」をなすものとして社会の基礎構造という観念を導入する。社会の基礎構造とは「主要な社会制度が基本的な権利と義務を配分し、社会的協働が生み出した相対的利益の分割を決定する方式」（Rawls 1999: p.6=2010: p.11）であり、政治の基本組織、経済と社会の重要な制度編成を指す。これらは、市民の権利及び義務を規定し、市民の人生における見通しに深甚な影響をもたらす。ゆえに、政治的・社会的正義を考察する際には第一にこれらに焦点を当てなければならないとされる（Rawls 2001: p.10=2004: pp.17-18）。

⁴ こうした自律の構想について、著者は法哲学者J・ラズの議論に依拠している（p.11）。

基礎構造と高等教育の関係について考察した先行研究は少ないが、有力な説であるD・オブライエンの分析(O'Brien: 2022)によると、高等教育が基礎構造として包括的な役割を担っていることは直観的に理解できるが、正義の最大化(justice maximizing)⁵の適用までは直ちに認められないという。ロールズが家族を例外としたように、高等教育もまた例外とされるべきだという。例えば高等教育の一部である「大学」は学問上の卓越的な目標を所持しており、正義を最大化するためであったとしても国家による介入は、その目標、ひいては大学の本質を損なう恐れがあるからだ。

著者は基礎構造が負うべき政治的範囲について次のように論じる。基礎構造たる基準を考えたとき伝統的な議論には限界があり⁶、これを乗り越えるために自由に着目する。ホジソンはある機関、制度が「人が善の構想に従って能力を発揮するように行動を方向づける規則と制約を設定している」(Hodgson 2012: p.306) 場合において、基礎構造であるという視点を提案しており(影響支配説: on controlling view)、この説にたつと、基礎構造に介入する政治的権威は自由を最大化する限りにおいて正当化される。なぜならば、人々が善の構想を設定し追求することは自由を要件とするからである。この自由の最大化原理(liberty maximizing)は高等教育へのアクセスとして、①望むものは誰でも進学できるという「非排除性」と②多元的価値社会において各人が善の構想を追求するための「多様で十分な選択肢」のふたつの条件を要求する。この条件がなければ自己決定権を持つ市民における「人格的自律」の追究がなされないからだ。

さて、自由の最大化原理に基づくと、基礎構造たる高等教育機関がASEを

⁵ 社会の公平・公正を促進するために国家が制度に介入する権限を指す。伝統的な議論では正義を最大化するためある機関に介入すること肯定する原理として「正義の最大化原理」とするが、著者は自由を最大化するための機関への介入する権利を導入する。

⁶ Hodgson (2012) によれば、有力な説として深甚な影響力説(pervasive influence view)と法支配説(coercion view)のふたつがあるという。しかし前者は個人の選択、行動がもたらす「深甚な影響」について適切な説明ができず、後者は法的影響力のおよばない社会的慣習がもたらす「深甚な影響」について適切に説明ができない。

分配する責任性を問われるという議論の余地が生まれる。残る論点は ASE が伝統的な大学の卓越的な目的、本質を損なうかどうかという点についてである。第 5 章では、自由の最大化原理を高等教育に適用するにあたって、国家の介入がどこまで正当化され得るかについて整理している。例えば、伝統的に高等教育から排除されてきたような地域に対して高等教育へのアクセスを支援するためにリソースを割り当てるように国家から要求されることは自由の最大化原理下では正当化される。とはいえ、このような介入であれば直観的に正義に合う範囲で正当であるように思われる。議論の対象となるのは、ASE に基づく高等教育が幅広い教育目標（知識、技能、理解）を射程にする故に、学術的な目標の達成という「大学」の伝統的な目的が骨抜きになる恐れがあるという点についてだ。先ほどの「非排除性」の条件は、例えば能力による選抜は正当化し得ない。このことを字義通りに捉えれば、特に、所謂伝統的エリート大学が果たしてきた特定の目的、社会の要職への人材輩出を骨抜きにする恐れは十分にある。

著者は「高等教育」と「大学」が同値ではないことを指摘し、また、ASE を第一義にする「大学」であっても一種の選抜による「優秀な人材」の確保が可能である余地があると主張する。著者は「すべての市民が才能に関係なく高等教育へアクセスする権利」と「すべての市民が才能に関係なく任意の高等教育機関及びプログラムへアクセスする権利」との区別が必要であると考察する。著者の擁護する高等教育を受ける権利は、理論上、後者とは別物なのである。基本的に高等教育機関は開放的であるという原則に貫かれるが、ある「大学」への入学条件として、入学後の学習に耐えられるような最低レベルの学問的素養を求めることは個人の自由を損なうものではなく、正当である（p.197）。

例えば、十分な知識及び準備がないままに美学の原理を学ぶコースに入学することは意味をなさない。著者は特定の高等教育機関に入学し、便益を受けられる程度に、事前に十分な経験や学習を積んでおり「準備（ready）」ができていることを学生の入学条件としている。各高等教育機関が学生に求める最低レベルの学問的素養をどの程度に設定するかについては、各高等教育機関のレベルによって高低の差があり得る。つまり、著者の想定する高等教育への権利は、

市民の現在持っている能力・経験から手の届く範囲にある高等教育機関へあらゆる障壁なく進学できることを保障する権利であるといえよう。

さて、このようにしてASEに基づく高等教育機関が社会の基礎構造であり、かつ自由を最大化する原理下にあるとしよう。このような高等教育機関はどのような学費負担形態にあるべきか。第6章では、学生に進学費用を負担するように求めるような制度は個人の自由を著しく制限することになると提起する。裕福でない人が教育ローンを背負って進学した場合、他の学生と比べて将来の収入についてリスク回避的な選択を取らざるを得ない。自由を最大化する原理から導かれる2つの条件(非排除性及び多様な選択肢)は全市民がASEの分配対象となることを意味し、著者はそこから、高等教育機関における最良の資金制度のありかたについて、公的完全無償制度(full public funding)を帰結する。基本的に非排除性によって設計される高等教育機関は、市民全てが「自律の追求」という利益を得ることができる。ゆえに、社会保障制度のように全市民が負担し、全市民が無償で高等教育へ進学することが望ましいのだ。市民の自由を損なわない妥当な学費負担形式としては他に、所得連動返還方式も考えられる。

しかし、そのような政策は究極的に、資金の返済率に重点を置くか市民の自律に重点を置くかのジレンマに陥ってしまう。高等教育の費用が非常に高コストである時、学生がこれを所得連動返還方式で賄うとする。貸し手(国家及び税負担をする市民)にとって肩代わりした高等教育の費用は高価であり十分に返還されなければ貸し倒れである。しかし、十分に返還してもらうために、学生に高い収入を得られる職に就くよう圧力をかけることは、やはり個人の自律を損なう。一方で十分な返還がなされなければ所得連動返還方式は事実上骨抜き制度となってしまう。返済の閾値を限りなく低く設定することは事実上、公的完全無償制度に近づいていくのである。

最後に第7章では、想定され得る反論への応答を持って議論の補完を試みている。大別すると「高価な嗜好」論と「実現可能性」の問題である。前者は或る個人が自律の目標として社会的に「取るに足らない」目標を掲げた時、それ

を追究するために社会的リソースを消費することの直観的不正義についてである。しかし、この点については自律の性質について検討が必要となる。著者は、以下のラズの文言を引用し（p.195）、自律が社会において労働等を媒介に社会参加することを促進する側面を強調している。

〔自律〕とは、産業時代及びその結果として急速に変化するテクノロジーと労働力の自由な移動という状況に特にふさわしい理想である。こうした状況では、技術的、経済的、社会的な条件の変化に対処する能力、新しい技能に適応し身に着ける能力、文化から文化へ移行する能力、新しい科学的見解、道徳的見解を受け入れる能力が求められる。

（Raz,1986: p.369）（括弧内は引用者補足）

つまり、自律に関わる個人の目標とはそれ自体社会貢献的目標を含むと著者は扱っているのである。その意味で、自己満足的な「取るに足らない」目標はそもそも自律の要件を為さず、「高価な嗜好論」による批判は当てはまらないのだ。

後者の実現可能性については、本書が提案する権利は理想理論ではなく、リベラルな社会の構成要素から演繹される理論及び権利規定であり、これに整合する形で社会の制度設計がなされるべきだと主張する。たとえ、これを部分的に達成していく過程で偶発的に一定の不平等を起こす可能性があるとしてもその制度を廃止する理由にはならない⁷。

2. 批判的検討

本書は消費者主権や市民性涵養といった従来議論とは異なる自律基底の議論によって高等教育を受ける権利を強固に擁護するとともに、アカデミックな

⁷ 仮に、非理想状態で司法へのアクセスについて、市民間で活用格差が生じていたとしても、それが故に司法制度を廃止するという結論に至るわけではないと著者は指摘する（p.214）。

卓越性や分配的公正といった対立する諸価値との関係にも注意深い検討をしている意欲的な研究書であると高く評価できる。

しかし、以下では次の2点について批判的に検討してみよう。

2.1. 擁護されている「高等教育を受ける権利」とは何か

本書の眼目は(タイトル通り)「高等教育を受ける権利」にある。しかし、本書において擁護されている高等教育を受ける権利には、曖昧さがある。すでに確認したように、本書で「高等教育」は義務教育以後の教育と広く定義されている。その一方で、本書は特定の高等教育機関への入学要件として、一定の学力水準(学習への準備)を求めることを否定しない。ここで問題となるのは、高等教育を受ける権利に「学習への準備を整わせる教育を受ける権利」は含まれるか、ということだ。説明にあたり、次のケースを考えてみよう。

ある個人が目標 G1 を設定したとしよう。目標 G1 を達成するためには教育 E1 を受ける必要がある。教育 E1 を受けるには資質 Q1 が必要とされるが、その個人は資質 Q1 を充たしていない。このとき、資質 Q1 を得ることが目標 G1 の前段階的目標 G2 として生じる。ところで、目標 G2 を達成するためには教育 E2 を受ける必要がある。教育 E2 を受けるには資質 Q2 が必要とされるが、その個人は資質 Q2 を充たしていない。このとき……。

さて、市民は E_n すべてを受ける権利を持つだろうか(国家は E_n を提供する義務を負うだろうか)。あるいは、 E_n のうち擁護されるものとされないものがある場合、その基準は何か。本書の議論では、こうした論点は明確にされていない。

2.2. 人的リソースの問題

本書では、高等教育を受ける権利を充足するための人的リソースに関わる論点が欠如している。本書が擁護する高等教育を受ける権利を十全に充足するには、

現在、高等教育につき込まれているリソースよりも多くのリソースが必要になるに相違ない。そのリソースには財政的リソースだけではなく、人的リソース（教育者）も含まれる。しかし、著者は前者には論及しているが、後者への論及を欠いている。教育財の提供には（ある程度の訓練を積んだ）人的リソースが必要となるにもかかわらずに、である。

特に本書にとって重要なのは、人的リソースの確保が個人の自律と緊張関係を持ちうるということである。すなわち、国家は人的リソースを確保するために（一定数の）市民が（他の職ではなく）高等教育における教育職に就くことを選択するように制度設計をしなければならないが、その制度設計の在り方によっては個人の自律と緊張関係——とりわけ自律の外的条件と関連して——を持つということである。

もちろん、国家による職業選択の「誘導」があるからといって直ちに不正だというわけではない。しかし、どのようにして（訓練された）人的リソースを確保するのか、その確保方法に道徳的問題（例えば、強力な「誘導」が自律を損なうなど）はないかといった論点は検討されるべきである。

おわりに

本稿では *The Right to Higher Education* の概要を示した後、ふたつの課題を提示した。ひとつは「高等教育を受ける権利」の明確化を求めるものであり、もうひとつは人的リソースに関わる論点の検討を求めるものである。これらの課題は、本書の学術的意義の十分性を否定するものというよりも、本書を叩き台としてさらに探究すべき課題である。

謝辞

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2125 の財政支援を受けたものです。この場を借りて「東海国立大学機構メイク・ニュー・スタンダード次世代研究事業」に御礼申し上げます（大野孝太）。

【参考文献・メディア】

- Barnett, Ronald. (2017) 'Constructing the University: Towards a Social Philosophy of Higher Education.' *Educational Philosophy and Theory* 49 (1): 78-88
- Brighouse, Harry & Mullane, Kailey. (2023) 'The Right to Higher Education and the Gap between Ideal Theory and Non-Ideal Decisions.' *Theory and Research in Education* 21 (1): 77-81
- Hodgson, Louis-Philippe. (2012) 'Why the Basic Structure?' *Canadian Journal of Philosophy*, 42 (3-4): 303-334
- Martin, Christopher. (2022) *The Right to Higher Education: A Political Theory*. New York: Oxford University Press
- O' Brien, David. (2022) 'How Far can Political Liberalism Support Reforms in Higher Education?' *Social Theory and Practice*, 48 (4): 713-744
- Rawls, John. (1999) *A Theory of Justice revised edition*. Cambridge, MA: Harvard University Press (川本隆史訳・福間聡訳・神島裕子訳 (2010) 『正義論 改訂版』紀伊国屋書店)
- Rawls, John. (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*. Cambridge, MA: Harvard University Press (田中成明訳・亀本洋訳・平井亮輔訳 (2004) 『公正としての正義 再説』岩波書店)
- Raz, Joseph. (1987) 'Autonomy, Toleration, and the Harm Principle.' In R. Gavison (ed.) *Issues in Contemporary Legal Philosophy*. New York: Oxford University Press. (森村進訳「自律・寛容・加害原理」(1996) (森際康友編) 『自由と権利 政治哲学論集』勁草書房、245-278)
- White, John. (1997) 'Philosophy and the Aims of Higher Education' *Studies in Higher Education*, 22 (1): 7-16
- 柳田和哉 (2024) 「リベラルな高等教育の概念・本質・目的の再検討」『教育学研究』91 (2) 183-195

(おおの こうた)

(はまだ ゆきや)

(2025年2月10日受理)